

## クロージング講演 『エリアマネジメントに係る国土交通省の政策 動向』

国土交通省まちづくり推進課 官民連携推進室 室長 中村 健一氏

ご紹介いただきました国土交通省都市局まちづくり推進課の中村でございます。国土交通省の政策動向ということで、最近の動きとエリアマネジメントに係るものを中心にご説明をいたします。

冒頭で都市局長からご挨拶申し上げましたように、都市再生特別措置法の改正を行っておりますので、本日はそれを中心に、エリアマネジメント関係の措置をご紹介いたします。法改正全体の概要は3つございます。国際競争力・防災機能強化、コンパクトで賑わいのあるまちづくり、そして住宅団地の再生です。

本日はコンパクトで賑わいのあるまちづくりのところを中心にご説明させていただきます。まず、地域内に有用なストックがある場合の身の丈の再開発手法の制度を創設したということで、例えば歴史的建築物などを再開発の中でもそのまま残していけるように、活用できるものです。

それから空き地・空き店舗を有効に活用するための協定制度的ということで、市町村・まちづくり団体と土地所有者の方で協定を結んでいただくという制度を新たに創設しています。

それから公園の使い勝手をもっとよくしてほしいという声も強くありますので、都市公園に占用できる観光案内所やサイクルポートのような施設の設置について規制緩和を行うとともに、都市再生整備計画で位置づけた時に、2年以内には原則その内容に応じたものであれば許可するという、事前占用の許可という制度も新たに設けています。

それから、エリアマネジメントに係るものとして、エネルギーの供給施設の協定制度や、それに伴い、都市再生安全確保計画の中にエネルギーのようなものを位置付けていくということも、今回の法改正で新たに制度として設けています。

今回の法改正に合わせまして、色々な支援制度を拡充しています。例えば低未利用土地利用促進協定というものができまして、これを支援するために今まで民間まちづくり活動促進普及啓発事業ということで、先進事例の横展開と、都市再生推進法人の方の施設整備、それから新たな街の賑わいに資する社会実験というものに対して支援をしていたのですが、その支援の中に低未利用土地利用促進協定に基づいて施設整備を都市再生推進法人がやる場合には支援するという制度を新たに措置しています。

続きまして、まち再生出資ということでPRE（公的不動産）や既存建築物活用、リノベーションのような形ですが、このようなものにMINTO機構が出資をしていたのですが、その面積要件を2,000平米から500平米以上ということで緩和しておりまして、今までよりも小さなプロジェクトに対しても出資ができるというような改正も合わせて行っています。

また制度改正とは関係ないですが、エリアマネジメント融資みたいなものもありますという紹介もお持ちいたしました。

これは都市再生特別措置法で従来から既にあるもので、利便増進協定とか歩行者経路協定とか、都市再生推進法人による都市再生整備計画の提案実績を紹介しています。

先ほどから話題に出ております、オープンカフェのような道路占用許可の特例の実績です。都市再生推進法人制度の概要という資料が、今回の法改正の制度の見直しの一つです。

実は都市再生推進法人というのは社団法人、NPO法人、株式会社に対して市町村が指定をするという制度でして、それに対して都市再生整備計画とか利便増進協定の締結や、公的な位置付けの付与ということをやっているのですが、今までは株式会社に対して自治体が3%以上出資していることという要件があったのですが、今回の法改正でこの3%の出資要件を撤廃しています。

従来は株式会社として自発的に頑張っているものの、新たに市町村の出資を受けるという状況にならないところはなかなか指定できないということになっていたのですが、今回その3%の出資要件を撤廃しましたので、ぜひまちづくり会社の皆様にも都市再生推進法人の指定を活用していただければと思います。

この都市再生推進法人は現在22法人あるのですが、様々な制度がついており、先ほどの協定制度などもありますし、国際競争力強化では都市再生推進法人も対象ということにしております。

今年の1月に都市再生推進法人等会議というのを開きまして、169名の方に参加いただきました。これから様々な意見交換や情報交換等、一緒に取り組んでいこうと考えています。

先ほど22法人と都市再生推進法人の数を申し上げましたが、実際は169名の方に来ていただきました。増分は自治体の方に一緒に来ていただいたということと、指定を検討している方や関心のある方に来ていただいたらオブザーバーの数が増えたというものです。

自治体側から見た場合は、まちづくり団体を推進法人に指定するのは実施能力や継続可能性のようなものを重視しているということですが、指定したことによって自治体として公的位置付けを付与しやすく、国の補助制度や金融支援を活用しやすいといえます。

一方で推進法人にとっても公的位置づけが得られることで、単なる支援だけではなくて地域の中で位置付けが得られ、何かあるときの説明がしやすくなるということが大きいと考えられます。

このようなことが、会議の出席状況に反映されているのかと思います。今後も様々なテーマを設定して議論をすることにしておりまして、この都市再生推進法人等会議と全国エリアマネジメントネットワークが連携しながら互いに情報共有できれば良いと思いますし、我々国土交通省としても、全国エリアマネジメントネットワークの皆様と、情報共有、意見交換、場合によっては政策提言をいただくなど、一緒に都市の課題解決やエリアマネジメントの推進に向けて取り組んでまいりたいと思います。

今後の皆様方のご活躍と新たな連携を期待いたしまして、ご説明の方を締めとさせてい

ただきます。ありがとうございました。